資料1

平成25年改正フロン排出抑制法施行5年経過における状況と課題について(案)

【第11回合同会議からの追加事項】

2022年3月28日

環境省 フロン対策室

経済産業省 オゾン層保護等推進室

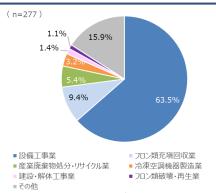




充塡回収業者へのアンケート実施について

- 環境省による第一種フロン類充塡回収業者に対するアンケート結果
 - 調査期間:令和3年10~11月
 - 調査対象者:538事業者(第一種フロン類充塡回収業者) ※業種のバラ付きを考慮して調査対象者を選定
 - 回答数: 289者(53.7%)
- 回答者の<u>6割以上が設備工事業</u>が主たる業種。主たる業種が<u>充塡回収業である回答者は1割、廃棄物・リサイクル業は5%</u>。
- 令和2年度の設置時以外充塡台数の中央値は0台、廃棄時回収の中央値は58台(空調冷凍冷蔵合計)
- 充塡回収業の登録自治体数の平均は2.3自治体。
- <u>97%の回答者が従業員に何らかの資格取得を求めている</u>。

回答者の約半数以上が、第一種又は第二種フロン類取扱技術者もしくは冷媒回収技術者(RRC)の資格取得を求めている。



回答者の主たる業種

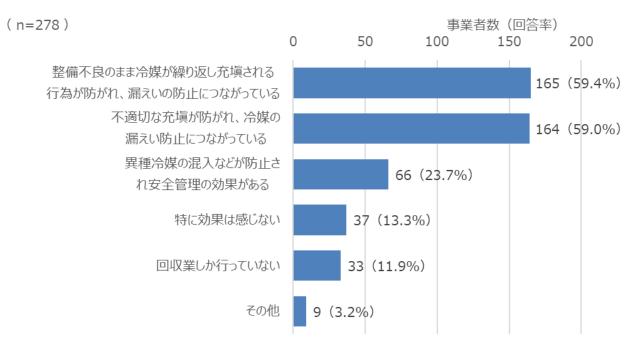
	設置時以外充塡(事業者数)		廃棄時回収(事業者数)	
	空調	冷凍冷蔵	空調	冷凍冷蔵
0台	153 (52.9%)	195 (67.5%)	18 (6.2%)	63 (21.8%)
1~9台	70 (24.2%)	40 (13.8%)	34 (11.8%)	90 (31.1%)
10~19台	19 (6.6%)	17 (5.9%)	44 (15.2%)	32 (11.1%)
20~29台	16 (5.5%)	7 (2.4%)	29 (10.0%)	23 (8.0%)
30~39台	10 (3.5%)	8 (2.8%)	25 (8.7%)	10 (3.5%)
40~49台	6 (2.1%)	3 (1.0%)	18 (6.2%)	9 (3.1%)
50台以上	15 (5.2%)	19 (6.6%)	121 (41.9%)	62 (21.5%)

(n=280)事業者数 (回答率) 100 120 140 160 180 200 第一種冷媒プロン類取扱技術者(日本冷凍空調設備工業連合会) 175 (62.5%) 第二種冷媒フロン類取扱技術者(日本冷媒・環境保全機構) 162 (57.9%) 126 (45.0%) 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会) 94 (33.6%) 高圧ガス製造保安責任者:第三種冷凍機械責任者(高圧ガス保安協会) 76 (27.1%) 高圧ガス製造保安責任者:第二種冷凍機械責任者(高圧ガス保安協会) 41 (14.6%) 冷凍空調丁事保安管理者(高圧ガス保安協会) 38 (13.6%) フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 33 (11.8%) 第一種冷凍空調技士(日本冷凍空調学会) 18 (6.4%) 高圧ガス製造保安責任者:第一種冷凍機械責任者(高圧ガス保安協会) 18 (6.4%) 第二種冷凍空調技十(日本冷凍空調学会) 13 (4.6%) 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械)) 3 (1.1%) 自動車電気装置整備士 0 (0.0%) 15 (5.4%)

従業員に取得を求めているフロン関連の資格(複数回答)

充塡回収業者アンケート: 平成25年度法改正の効果

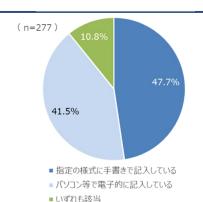
- 平成25年法改正により<u>充塡業を都道府県知事への登録制とし、充塡基準を設けた効果について、6</u>割の充塡回収業者が整備不良のままの冷媒の繰り返し充塡の防止、又は不適切な充塡の防止による冷媒の漏えい防止につながっていると回答した。
- 第一種フロン類充塡回収業者制度に係る全般的な意見としては、制度の認知度の低さから<u>行政による</u> 周知徹底を望む声や、未登録業者や知見を有していない者による<u>違法な充塡回収行為実施の実態</u> に関する指摘、煩雑な都道府県毎の登録や報告に関する改善を要望する声が主に聞かれた。



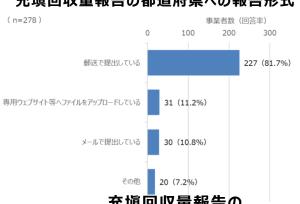
充塡行為を登録制とし、充塡基準を設けた効果(複数回答)

充塡回収業者アンケート:デジタル化に関する意見

- 現状では、**充塡回収量報告の入力の5割が様式への手書き、電子入力は4割**と拮抗。 都道府県への提出は8割が郵送での提出。
- 電子的な記入様式が提供された場合、電子的な提出が可能と回答した事業者は9割弱。
- **行程管理制度の将来的な電子化**については、**将来的な利用希望**も見られたが、 **顧客や元請等の関係者の対応可能性や認知度について懸念**の声が聞かれた。



充塡回収量報告の都道府県への報告形式



充塡回収量報告の 都道府県への提出方法(複数回答)



- 電子的に記入をし、電子データで提出することは可能
- 電子的な記入はできない
- ■電子的な記入はできるが、社内規則等により電子データの形で提出できない

<電子的な記入不可の理由>

PCの利用環境・スキルがない(6事業者)

(充塡回収量報告を「手書き入力」と 回答した事業者に対して)

エクセル等による電子的様式が提供された場合、 電子的な提出の可否

将来的な行程管理の電子化について 主要な意見

- 関係者(元請等)がすべて対応できなけ れば、電子化は困難
- 顧客(所有者・廃棄等実施者等)の認 知度が低い、周知が必要
- 今後(または将来的には)登録したい。 利用したい
- 紙ベースの方が管理しやすい/紙ベースで 十分
- 費用対効果を含め、顧客の規模が大きく なければメリットを感じない
- 作業の簡略化が可能であれば利用したい
- 必要性・メリットを感じない

今後の課題と取組

■ 施策の評価

(前回提示事項省略)

- ▶ <u>充塡回収業者からも</u>平成25年法改正事項(充塡業登録制・充塡基準の設定)について、フロン類の 冷媒漏えい防止につながっていると評価されている。
- 充塡回収業者からは、法の更なる周知や違反者に対する法の徹底的な執行を求める声がある。
- ▶ 充塡回収量報告等、充塡回収業者の業務におけるデジタル化は進んでいない 状況。但し、大半の事業 者がデジタル化への対応可能性を示した。

■ 今後の課題と取組

- ▶ 登録制度の運用方法については、都道府県の自治事務ではあるが、優良事例の共有のため自治体への 情報提供を行っていくことが望ましい。
- 多様な充塡回収業者の事情にも配慮した充填回収量報告のデジタル化及び冷媒種報告の可能性。
 - <u>**充塡回収量報告の集計・報告</u>**は都道府県の自治事務であるが、現在紙での処理が中心であり、作業の 効率化・正確性向上の観点から、デジタル化の方向性を検討するべきではないか。</u>
 - 冷媒は種別によってその温室効果は様々であるところ、現行の充填回収量報告における報告区分は CFC・HCFC・HFCの別までであり、冷媒種別による充塡・回収量及び正確なCO2換算での回収量等 は不明である。より詳細な実態を把握するための検討が必要なのではないか。

権限移譲に関する都道府県からの意見

※誤字修正

- 管理者への指導監督権限及び立入検査権限の中核市・政令市への権限移譲について、都道府県へとアンケートを実施。以下は都道府県からの意見の一部である。
 - 権限移譲により、水濁法・大防法・廃掃法等での指導や立入検査などと一体的に行うことができるため、 指導監督が効果的・効率的になると考える。
 - 現状、本庁のみでフロン排出抑制法を所管しており、権限移譲により立入検査の実施主体が増え、<u>全体としてより多くの管理者へのアクセスが可能</u>となり、管理者へのフロン法の普及に寄与すると考えられる。
 - 権限移譲には、実績やノウハウの継承が不可欠であるが、現在都道府県においても管理者への指導が十分にできている状況にないため、まずは都道府県における指導を充実し、実績を積み上げていくことが重要ではないか。
 - フロン類は、オゾン層の保護や地球温暖化といった地球規模の問題に関わるものであり、地域問題では無く、 広域的に対応すべき問題であるから、権限移譲の検討は、多角的視点に立って行うべき。
 - 管理者への指導監督権限等の移譲のみを行うとすると、第一種特定製品の管理者に不適正行為があった場合、併せて充塡回収業者に対して指導を行うことも想定され、一貫した指導が困難になるおそれがある。
 - 指導監督権は同じ主体が担うべきという考え方もあるが、<u>廃掃法では政令市と都道府県で指導監督権限を分けてうまく機能している例(※)もある</u>。フロン排出抑制法においても、類似の対応が可能ではないか。 ※廃掃法においては、直行の収集運搬業の許可権限が都道府県に集約される一方で、処分業の許可権限は政令市に移譲されて運用されている。
 - 域内の政令市・中核市の現在のキャパシティでは、権限移譲は難しいと感じる
 - <u>域内の政令市・中核市指定都市にはキャパシティはある</u>と考えており、移譲時の工夫ややり方次第ではないか。

追加事項

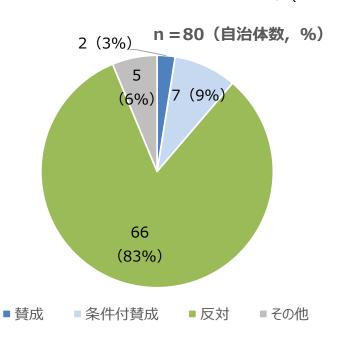
権限移譲に関する政令指定都市・中核市からの意見

- 管理者に対する指導監督権限移譲等につき、政令指定都市及び中核市に対して調査を実施
- 82市中80市(98%)から回答があり、回答者の8割以上が移譲に反対と回答。

【政令指定都市及び中核市に対するアンケート実施概要】

調査期間:令和4年1月

調査対象者:全政令指定都市·中核市(82市(20市·62市)) 回答数:80市(政令指定都市20市·中核市60市)(97.5%)



フロン排出抑制法にかかる機器の管理者 (第一種特定製品管理者)に対する 監督権限を移譲することについて

政令指定都市・中核市からの意見の概要

< 賛成又は条件付賛成>

- 他法令と併せ効率的な指導や地域の実情に合わせた事務が可能となる。
- 都道府県の実績・ノウハウや管理者の情報引継ぎ、所要の人員・ 予算等の手当があれば可能。

<反対>

- 他の環境法令とフロン排出抑制法の管理者では対象が異なる上、 管理者の方が幅広い。公害防止と気候変動防止等という異なる 法目的や、自治体・事業者双方の担当者も異なり相乗効果は得 られない。
- 効果的な指導監督に当たっては管理者以外の主体も**含めた一連 の指導を行うべき**。指導官庁が分散することによる関係者の混乱も 懸念。
- <u>管理者の所在が把握できない</u>制度であり、都道府県の<u>立入・指</u> <u>導件数は現状限定的でありノウハウの蓄積が不十分。移譲後に</u> 適切な支援が受けられるか疑問。
- 現状の市の体制では人員・予算・ノウハウ等の面で体制整備が困 難。

<その他>

回答不能(検討に必要な情報不足、担当部署がない)

「地方からの権限移譲の提案」に対する方向性(案)

■今後の方向性

- ▶ 現行のフロン排出抑制法の制度及び施行状況の実態を踏まえながら、様々な自治体からの意見を検討すると、第一種特定製品管理者の指導監督権限の移譲に当たっては、現状、主に下記の課題が挙げられる。
 - **管理者の所在が把握困難**な状況への対応
 - 都道府県による**指導監督ノウハウ蓄積の必要**及び**自治体間でのノウハウの共有・対応能力の** 強化
 - フロン排出抑制法の対象となる関係者に対する一体的かつ効果的な指導監督の在り方、及び制度変更が関係者に与える便益・不利益の検討
 - 政令指定都市及び中核市の**執行体制並びに権限移譲に係る支援体制の構築**
 - オゾン層の保護及び気候変動対策としてのフロン類排出抑制対策における統一的な指導監督の 程度と地域性の在り方の検討
- ▶ 管理者の指導監督権限が移譲されたとしても、現状、多くの市では適正かつ円滑にフロン 排出抑制法を施行できる環境にはなく、権限移譲は時期尚早と考えられる。今後、制度、 経験の蓄積、支援体制等の適切な環境が整った時期に、管理者の指導監督権限以外の 指導監督権限も検討対象に含め、より適当な範囲での権限移譲の検討を行うことが望ま れる。